



政策会議 議事概要

開催日	令和4年7月20日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局副局長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局副局長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局監査担当課長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市妊活カップル応援金給付条例の新規制定について (宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について)</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【15】子育て支援の充実</p>		
総合戦略での位置付け	<p>【産み育てる】少子化対策</p>		
現状	<p>令和4年4月から特定不妊治療（体外受精、顕微授精）が保険適用の対象となり、受診者の医療機関窓口での自己負担は、これまでの全額自費から3割負担となった。従来の特定不妊治療費への助成については、「保険適用外の費用（全額自費負担分）」に対して、兵庫県が一部助成（最大30万円）し、当市においても市単独事業（特定不妊治療費助成事業）で上乗せ助成（最大10万円）をしている。兵庫県を実施主体とする国支援事業（不妊に悩む方の特定治療支援事業）は、今般の保険適用を受け、令和4年3月末までに治療開始した保険適用外の治療分については、令和5年3月末まで申請受付することとしており、その後国支援事業の廃止が決定している。</p>		
課題	<p>令和4年4月以降、特定不妊治療の保険適用化により、受診者の医療機関窓口での支払いが全額自費から3割負担になったものの、なお約9万円の個人負担金が生じており、通院に要する交通費等を勘案すると、受診者本人負担は10万円を超えるものと推測される。またその経済的負担のみならず、治療を受診する夫婦の精神的・肉体的負担が大きいことも調査により明らかになっている。</p>		
決定事項	<p>●宍粟市妊活カップル応援金給付条例の新規制定を9月議会へ上程する。 <妊活カップル応援金給付事業の新設> 【概要】 特定不妊治療を受診した夫婦に対し、応援金を給付することにより、市を挙げて不妊治療に取り組む夫婦を支援する機運を醸成し、妊娠を希望する方が前向きに不妊治療に取り組むことができる環境づくりを推進する。 【対象者】 令和4年4月1日以降に特定不妊治療を開始した夫婦で、次の要件を全て満たす者 （1）特定不妊治療を受けた期間及び申請日において、いずれか一方が市内に住所を有していること （2）市税等の滞納がないこと （3）当該特定不妊治療について、他の地方公共団体から治療費の助成及びその他給付を受けていないこと 【給付内容】 1回の治療につき10万円（ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する特定不妊治療又は採卵したが卵が得られない、若しくは状態のよい卵が得られないため中止した特定不妊治療の場合は、1回の治療につき5万円）</p> <p><特定不妊治療費助成事業の廃止> 【概要】 保険適用外の特定不妊治療費に対する国支援事業の申請受付が令和5年3月末をもって終了となることを受け、これまで市が上乗せ助成を実施してきた特定不妊治療費助成事業を廃止するため、少子化対策事業助成条例の一部改正する。</p>		